

生食発0324第4号
令和5年3月24日

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の
一部改正について(施行通知)

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。)において、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に基づく水道施設の技術的基準に係る資機材等の材質に関する試験方法については、資機材等の材質に関する試験(平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験方法告示」という。)において、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験方法については、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験方法告示」という。)において、それぞれ定められているところですが、本日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」(令和5年厚生労働省告示第85号)をもってその一部が改正され、令和5年4月1日から適用されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御対応をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

水道水質検査法検討会における検討結果を踏まえて、陰イオン界面活性剤の新たな検査法を追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行うものである。また、検査方法告示の改正に併せて、関係告示の所要の改正を行うものである。

第2 改正の概要

1 検査方法告示の一部改正

(1) 新たな検査方法の追加

別表第24の2として、陰イオン界面活性剤に係る検査方法に液体クロマトグラフ一質量分析法を追加したこと。

(2) 内部標準液に係る規定の改正

別表第14において、内部標準原液の混合する量について、「等量」を「それぞれ一定量」とし、内部標準液の濃度を任意に調製できるものとしたこと。

(3) 恒温槽に係る規定の改正

別表第 14 及び別表第 25 において示される温度範囲の上限を 80°C としたこと。

(4) 脱着装置に係る規定の改正

別表第 14 及び別表第 25 において示される温度範囲の上限を 250°C としたこと。

(5) クライオフォーカス装置に係る規定の改正

別表第 14 及び別表第 25 において示される材質にステンレス管を追加し、温度範囲の下限を -180°C としたこと。

(6) イオン化電圧に係る規定の改正

別表第 14、別表第 15、別表第 16、別表第 17、別表第 19、別表第 25、別表第 26、別表第 27、別表第 27 の 2 及び別表第 29 において、検査に必要な感度が得られる電圧の使用を認めたこと。

(7) キャリアーガスに係る規定の改正

別表第 14、別表第 15、別表第 16、別表第 17、別表第 19、別表第 25、別表第 26、別表第 27、別表第 27 の 2 及び別表第 29 において、使用できるキャリアーガスの条件を見直したこと。

(8) 対象物質の濃度範囲に係る規定の改正

別表第 14 及び別表第 15 において示される 1, 4-ジオキサンの濃度範囲の下限を 0.005mg/L としたこと。

(9) フラグメントイオンに係る規定の改正

別表第 25、別表第 26、別表第 27 及び別表第 27 の 2 において示される検査に必要なフラグメントイオンを例として示したこと。

2 資機材等試験方法告示の一部改正

(1) 残留塩素に係る分析方法の追加

「1 浸出用液の調製」に規定する浸出用液の水質の確認方法について、残留塩素の確認方法に携帯型残留塩素計測定法を追加したこと。

(2) 陰イオン界面活性剤に係る分析方法の追加

「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、陰イオン界面活性剤の分析方法に液体クロマトグラフー質量分析法を追加したこと。

3 給水装置試験方法告示の一部改正

(1) 残留塩素に係る分析方法の追加

第 2 の「1 浸出用液の調製」に規定する浸出用液の水質の確認方法について、残留塩素の確認方法に携帯型残留塩素計測定法を追加したこと。

(2) 陰イオン界面活性剤に係る分析方法の追加

第 2 の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、陰イオン界面活性剤の分析方法に液体クロマトグラフー質量分析法を追加したこと。

第 3 適用日

令和 5 年 4 月 1 日から適用すること。